

65歳以上の人の介護保険料を改定

介護保険料は、介護保険事業計画に基づいて3年ごとに決定します。第5期(平成24~26年度)の3カ年で必要となる給付費の内、約24%を65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うために必要な金額を設定します。

高齢化により要介護認定者が増加したことや、介護保険の事業者が増えてサービス利用がしやすくなり、利用者が増加したことで、第5期中に必要となる給付費の見込額は約53億3千万円と、第4期中に比べて約27%増加しました。このため、平成24年度からの介護保険料基準額を、月額4千円から5千円へ増額改定しました。

また、今回の改定に合わせて、保険料の料率段階を見直し、全体で9段階としました。介護保険制度を安定的に運営していくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。詳細は、福祉課(☎766-8701)へ。

保険料段階改定表 (単位円)

区分	対象者	保険料(月額)	
		改定前	改定後
1	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	2,000	2,500
2	世帯全員が住民税非課税で前年合計所得+課税年金収入が80万円以下	2,000	2,500
3 特例	世帯全員が住民税非課税で前年合計所得+課税年金収入が80万円超120万円以下	3,000	3,120
	世帯全員が住民税非課税で前年合計所得+課税年金収入が120万円超		3,750
4 特例	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で前年合計所得+課税年金収入が80万円以下	3,500	4,370
	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で前年合計所得+課税年金収入が80万円超		5,000
4 基準額	本人が住民税課税で前年合計所得金額が190万円(注)未満	5,000	6,250
	本人が住民税課税で前年合計所得金額が190万円(注)以上400万円未満		7,500
7	本人が住民税課税で前年合計所得金額が400万円以上	—	8,750

注：第5段階と第6段階を区分する基準所得金額は、国の基準に合わせて200万円から190万円に変更しました。

募集した意見の結果を公表します

「猪名川町高齢者福祉計画および第5期介護保険事業計画」と「第3期猪名川町障がい福祉計画」について、2月3日~3月2日までその素案を公表し、皆さんの意見を募集しました。寄せられた意見とそれに対する町の考え方を下表のとおりお知らせします(第3期猪名川町障がい福祉計画には意見は寄せられませんでした)。

《意見の概要と猪名川町の考え方》	
意見の概要	高齢者の外出支援について、通院の利便性のためにふれあいバスを市立川西病院まで延長してはどうか？
1 町の考え方	今後も公共交通の充実に努め、外出支援を図ってまいります。ふれあいバスの見直しにあたっては、利用実態、住民意見などを考慮し、サービス向上につなげてまいります。
意見の概要	医療機関が真に住民のニーズに合ったサービス展開をしていくために、医療機関と地域住民とのコミュニケーションの場を行政もサポートしてはどうか？
2 町の考え方	特に今後高齢化が進むにつれて増加すると思われる認知症高齢者の在宅生活を支えるため、医療機関を始めとする関係機関との連携を進めてまいります。

なお、(仮称)猪名川町暴力団排除条例(案)要綱について、1月20日~2月20日までその素案を公表し、皆さんの意見を募集しましたが、意見は寄せられませんでした。

同条例は7月1日から施行されます。町ホームページ、企画協働課、日生・六瀬住民センターで閲覧できます。

問い合わせは、同課(☎766-8783)へ。

外来診療で医療費が高額な人の窓口負担が変わります

4月1日より、外来診療で受診された時の一部負担金が高額になった場合は、被保険者証などを提示することにより、同一医療機関などでの同一月の窓口負担について、自己負担限度額までの支払いで済みます。

対象となる医療機関など

保健医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療(柔道整復、針灸、あん摩・マッサージの施術などは対象外)

認定証の申請方法

申請には、保険証と認印が必要です。既に発行を受けている人は申請の必要はありません。申請方法・自己負担限度額など詳細は、同課(☎766-8700)へ。

外来で高額な診療を受けた

国民年金保険料が変わります

平成24年度の国民年金保険料は月額15,020円から14,980円に改定されます。

なお、同保険料の納付が困難な学生の方は学生納付特例制度を、学生以外の方は申請免除制度を利用ください。

問い合わせは、住民保険課(☎766-8700)、尼崎年金事務所(☎06-6482-4591)へ。

高額な外来診療受診者

	年齢	住民税	事前の手続き	病院・薬局など
国民健康保険	70歳未満	全世帯	限度額適用認定証の交付を申請	認定証と保険証を窓口で提示
		非課税世帯		
後期高齢者医療	70~74歳	課税世帯	必要ありません	高齢受給者証と保険証を窓口で提示
		非課税世帯		
後期高齢者医療	75歳以上または65歳以上で障がいにより認定を受けた人	非課税世帯	限度額適用認定証の交付を申請	認定証と保険証を窓口で提示
		課税世帯	必要ありません	保険証を窓口で提示

平成24・25年度の兵庫県後期高齢者医療保険料率が決定

後期高齢者医療制度の保険料を定める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は、2年ごとに見直されます(表1参照)。兵庫県後期高齢者医療広域連合は、広域連合決算の残剰金の活用と財政安定化基金の取り崩しにより合計約99億円を繰り入れ、均等割額の上昇を2079円に、所得割率の上昇を0.91ポイントにそれぞれ抑制しました。

表1 保険料率

	平成24・25年度	平成22・23年度
均等割額	46,003円	43,924円
所得割率	9.14%	8.23%

表2 兵庫県の平成24・25年度保険料額の計算方法

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{(上限55万円)} = 46,003円 + \text{(総所得金額等} - 33\text{万円)} \times \text{所得割率} 9.14\%$$

町からの情報を携帯電話に配信

◆いなぼうネット 町に関する災害時の防災情報や気象情報、不審者情報などの防犯情報を配信しています。

また、町のイベント情報の配信も行います。

登録方法=①宛先に inagawa@bosai.net と入力、もしくは下のQRコードを読み込み、件名と本文は入力せずにメールを送信する②Eメールが届きますので内容に従って登録する(※URL付きメール、ドメイン「bosai.net」を受信許可する。なお、いなぼうネット利用には別途パケット料が必要)。



◆緊急速報メール 内容=緊急地震速報や災害・避難情報を特定の対象エリアにある携帯電話にメール配信するサービスで、登録や使用料・通信料は不要。「いなぼうネット」に加え、災害時の情報をより早くより多くの住民に伝えられるよう、町からも緊急速報メールを配信する場合があります(※機種によっては利用できません。受信については詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください)。

▶問合せ 危機管理室(☎766-8703)